

第16回定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

●事業報告

「新株予約権等の状況」

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」

●連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

●計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第16期

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

株式会社リベロ

上記事項につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		2020年第2回新株予約権	
発行決議日		2020年3月25日	
新株予約権の数		2,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	100,000株 50株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり	48,000円 960円)
権利行使期間		2022年3月26日から 2030年3月25日まで	
行使の条件		(注) 1	
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	220個 11,000株 1名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	- 個 - 株 - 名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	- 個 - 株 - 名

(注) 1.新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ②当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 - ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
 - ④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑥その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。
- 2.2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」並びに「役員の保有状況 目的となる株式数」を調整しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

	第1回新株予約権
発行決議日	2018年12月21日
新株予約権の数	6,100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 305,000株 (新株予約権1個につき 50株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり120円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 20,000円 (1株当たり 400円)
権利行使期間	2022年4月1日から 2030年12月26日まで
行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
割当先	当社取締役 2名 社外協力者 2名

(注) 1.新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、2020年12月期及び2021年12月期において、当社の連結損益計算書（当社が連結財務諸表を作成していない場合には損益計算書）における営業利益が180百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
 - ②上記①に拘わらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (a)「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」において定められた行使価額を下回る対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
 - (b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
 - (d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社は第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
 - ③本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社（以下、「当社等」という。）の取締役、監査役、従業員又は当社等と契約関係にある顧問・業務委託先の外部協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑦その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。
- 2.2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」並びに「役員の保有状況 目的となる株式数」を調整しております。

	第2回新株予約権
発行決議日	2018年12月21日
新株予約権の数	7,400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 370,000株 (新株予約権1個につき 50株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり120円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 20,000円 (1株当たり 400円)
権利行使期間	2022年4月1日から 2030年12月26日まで
行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
割当先	新株予約権は、株式会社東京ユナイテッドを受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社の取締役及び従業員並びに子会社・関連会社の取締役及び従業員のうち指定された者に交付される。

(注) 1.新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ②本新株予約権者は、2020年12月期及び2021年12月期において、当社の連結損益計算書（当社が連結財務諸表を作成していない場合には損益計算書）における営業利益が180百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- ③上記①に拘わらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (a)「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」において定められた行使価額を下回る対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
 - (b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
 - (d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社は第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
- ④新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社（以下、「当社等」という。）の取締役、監査役、従業員又は当社等と契約関係にある顧問・業務委託先の外部協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑥本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑧その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。

2.2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」を調整しております。

	2020年第1回新株予約権
発行決議日	2020年3月25日
新株予約権の数	800個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき 50株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり120円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 48,000円 (1株当たり 960円)
権利行使期間	2022年4月1日から 2030年4月6日まで
行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
割当先	当社取締役 1名 当社監査役 1名 社外協力者 2名

(注) 1.新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、2020年12月期及び2021年12月期において、当社の連結損益計算書（当社が連結財務諸表を作成していない場合には損益計算書）における営業利益が250百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
 - ②上記①に拘わらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (a)「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」において定められた行使価額を下回る対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
 - (b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
 - (d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社は第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
 - ③本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社（以下、「当社等」という。）の取締役、監査役、従業員又は当社等と契約関係にある顧問・業務委託先の外部協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑦その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。
- 2.2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」並びに「役員の保有状況 目的となる株式数」を調整しております。

	2024年第1回新株予約権
発行決議日	2024年11月14日
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 124,000円 (1株当たり 1,240円) (注) 1
権利行使期間	2029年4月1日から 2034年12月3日まで
行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
割当先	当社取締役 2名 当社従業員 9名 当社子会社取締役 1名

(注) 1. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

2. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

① 新株予約権者は、2025年12月期から2028年12月期までのいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書に記載された営業利益が、一度でも2,000百万円を超過した場合に、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

② 上記①の条件に加えて、割当日から2034年12月3日までの当社普通株式の終値が一度でも下記(a)から(g)に記載した条件を充たした場合にのみ、付与された本新株予約権の数に条件を充たした号に掲げる割合のうち最も高い割合（以下、「行使可能割合」という。）を乗じて算出された数を上限として本新株予約権を行使することができるものとし、新株予約権者は、本新株予約権の行使時点において、当該時点までに既に行使した分と累計して当該上限を超える数の本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、上記1.に基づく行使価額の調整を行う場合には、下記(a)から(g)に記載する金額も、当該金額を調整前行使価額とみなして行使価額の調整と同様の方法により調整されるものとする。

(a) 2,480円/株以上となった場合：行使可能割合20%

(b) 3,720円/株以上となった場合：行使可能割合30%

- (c)4,960円/株以上となった場合：行使可能割合40%
 - (d)6,200円/株以上となった場合：行使可能割合50%
 - (e)7,440円/株以上となった場合：行使可能割合60%
 - (f)8,680円/株以上となった場合：行使可能割合80%
 - (g)9,920円/株以上となった場合：行使可能割合100%
- ③上記①②に加えて、新株予約権者は、割当てられた本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる個数を限度として行使することができるものとする。
- (a)上記権利行使期間において定められた行使期間の初日を起算日として1年経過する日まで
割当てられた本新株予約権の総数の25%に相当する個数
 - (b)上記権利行使期間において定められた行使期間の初日を起算日として1年経過した日から2年経過する日まで
割当てられた本新株予約権の総数の50%に相当する個数
 - (c)上記権利行使期間において定められた行使期間の初日を起算日として2年経過した日から行使期間の満期日まで
割当てられた本新株予約権の総数の全て
- ④新株予約権者は、新株予約権の割当日から権利行使時までの期間継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）は、行使期間において、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人は本新株予約権を相続させることはできないものとする。
- ⑥本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑧その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に定める「業務の適正を確保するための体制」について下記のとおり定め、その構築に向け取り組んでおります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令及び定款に適合すべく社内規程の見直しを随時行い、必要に応じ社内教育を実施し、使用人による業務執行に対する意識を高める。
- ②「取締役会規程」、「就業規則」その他の社内規程において、業務の適正な執行に対する体制を定義する。
- ③法令遵守体制を堅持するために、使用人は、社内規程遵守誓約書に署名捺印をもって提出するものとする。
- ④内部通報制度を構築し、法令及び定款遵守の推進については、役員及び社員等が、それぞれの立場で自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
- ⑤代表取締役直轄の内部監査担当者を配置し、「内部監査規程」に基づき、各部門と連携の上、業務執行の適法性を監査する。また、これらの活動は定期的に代表取締役及び監査役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当会社グループは、法令をはじめ、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」その他社内規程に基づき、情報の保存・管理を行う。
- ②代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する全社的な統括を行う責任者を取締役より任命する。
- ③経営管理本部担当役員は、取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて記録として保存・保管する。
- ④保管される記録は、随時、取締役、監査役が閲覧可能な検索性の高い状況で保存・保管する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当会社グループの業務執行に係るリスクについて、その未然防止及び迅速な対処を行うことを目的として、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、リスク管理の方針、体制並びにリスク発生時の対応等を明確化する。
- ②内部監査担当者による内部監査を通じて各組織の内部管理体制及びその適正性・有効性を検証・評価し、改善を促すことでリスク管理体制の適正性を確保する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当会社は、取締役会を月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ②全取締役は、当会社業務をそれぞれ所管し、適切に進捗状況を確認し、業務執行に関する効率化をはかる。
- ③業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画及び年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
- ④各本部は、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。
- ⑤効率的な職務執行のため、「組織規程」、「職務権限規程」により必要な職務の範囲及び権限を明確にする。
- ⑥環境変化に対応するため、機動的な組織変更を実施する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督する。
- ②子会社の経営上の重要な意思決定については、当会社において取締役会の承認を得るまたは報告を行う。
- ③内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行う。
- ④監査役は「監査役監査基準」に基づき、取締役及び使用人から子会社管理の状況について報告または説明を受け、関係資料の閲覧を行うものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査担当者とする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査担当者に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有する。

(9) 監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に従い、直ちに監査役に報告する。
- ②認識するリスクに対して内部監査担当者による内部監査を行い、内部監査担当者は、その結果を監査役会に報告する。

(10) 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に準じ、当該報告をした者に対し、解雇その他いかなる不利益な取扱いを禁止する他、職場環境等が悪化することのないような措置を講ずる。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
- ②緊急または臨時の支出が必要となった費用の前払い、及び支出した費用の償還を会社に請求する事ができる。
- ③監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役の実効性を確保するため、「監査役監査基準」、「監査役会規程」を制定する。
- ②監査役は、取締役会の他、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する。
- ③会社の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
- ④内部監査と監査役監査の連携の意義・目的を十分理解し、内部監査と監査役監査の連携及び相互補完を図る。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

当会社グループでは、反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、「反社会的勢力対応規程」を制定しており、反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを基本的な考え方としており、リスクマネジメントを担当する部門に統括機能を設置し、情報の集約化を図るとともに、イントラネット上で対応マニュアル等の整備を行っている。また、地元警察署との連携や反社会的勢力排除を推進する団体に加盟する等、外部情報の収集や外部団体との連携を図っている。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む5名で構成され、監査役3名も出席したうえで定時取締役会は毎月1回、その他適宜臨時取締役会を開催（当事業年度の開催回数は16回）し、取締役の職務執行を監督しました。

取締役は、法令、定款及び「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」等社内規程に則って行動するよう徹底し、また、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで監督機能の強化を図っております。加えて、「組織規程」及び「職務権限規程」を定め、責任の明確化と効率的な業務の遂行を図っております。

内部監査担当者は、監査方針を含む監査計画を策定し、法令・社内規程等の遵守状況について、「内部監査規程」に基づいて各部門を対象とする内部監査を実施し、その結果及び改善状況について代表取締役及び監査役に報告しました。

(2) 監査役の職務執行

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、定時監査役会及び適宜臨時監査役会を開催（当事業年度の開催回数は14回）し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況の把握を行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・その他使用人と対話を行い、会計監査人、内部監査担当者と連携のうえ、取締役及び使用人の職務執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け、取締役及び使用人の職務執行状況を監査するとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、必要な場合には意見を述べました。

(3) 企業集団の業務の適正性の確保について

当社の子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、業務の執行状況を管理・監督を行います。子会社の経営上の重要な意思決定については、当社の取締役会の承認を得る、または報告を行うこととしています。また、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行い、監査役は「監査役監査基準」に基づき、取締役及び使用人から子会社管理の状況について報告または説明を受け、関係資料の閲覧をすることにより子会社に対する監督機能の強化に努めました。

連結株主資本等変動計算書

（ 2024年1月1日から
2024年12月31日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	425,043	－	430,043	1,142,345	△103,864	1,893,568	864	1,894,432
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	8,254	－	8,254	－	－	16,509	－	16,509
新 株 式 申 込 証 拠 金	－	384	－	－	－	384	－	384
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	338,921	－	338,921	－	338,921
自己株式の取得	－	－	－	－	△41	△41	－	△41
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	1,127	1,127
当 期 変 動 額 合 計	8,254	384	8,254	338,921	△41	355,773	1,127	356,900
当 期 末 残 高	433,298	384	438,298	1,481,267	△103,905	2,249,342	1,991	2,251,333

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社リベロビジネスサポート

② 主要な非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社 T A N T
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 2～18年

車両運搬具 6年

器具及び備品 3～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、不動産会社向けサービスである「新生活ラクっとNAVI」、法人企業向けサービスである「社宅ラクっとNAVI」「ワンコイン転勤社宅」「ヘヤワリ」と引越会社向けサービスである「HAKOPLA（ハコプラ）」「引越しラクっとNAVI」が含まれており、顧客との契約に基づいてサービス等を引き渡す履行義務を負っております。

i 不動産会社向けサービス「新生活ラクっとNAVI」

不動産事業者向けのサービスであり、不動産仲介店舗で新居を決めた顧客に対して、不動産事業者が当サービスの案内を行い承諾を得たうえで、当社へ顧客サポートの依頼を行います。当社は主に引越し相見積りサービスとライフライン（新電力、ガス小売事業者が販売するガス及びインターネット回線）設定のサポートを実施しており、サービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

また、不動産会社向けサービス「新生活ラクっとNAVI」で生じるインターネット回線事業者から受け取るインセンティブ等の収益については、返金権付販売について変動対価に関する定めに従い、返金されると見込まれるインセンティブ等の収益を除いた収益を認識する方法は以下のとおりです。

イ.算出方法

返金が見込まれるインセンティブ等については、インセンティブ等として受け取る対価の額で返金負債を認識しております。返金負債は、一定期間の売上高に返金実績を乗じて算出しております。

ロ.主な仮定

返金負債の算定基礎である返金実績率は、過去の返金実績に鑑み、通常返金が生じると考えられる期間に基づき算定しております。

ハ.翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

返金負債の算定基礎である返金実績率は過去の返金実績額に基づいているため、返金率の傾向に変化が生じた場合には、計上していた返金負債の額と実際の返金額に乖離が生じ、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

ii 法人企業向けサービス「社宅ラクっとNAVI」

法人企業向けのクラウド転勤支援サービスであり、法人企業等の人事異動により転勤が発生することとなる転勤者（従業員）がサービス利用者となります。主に、お部屋探し及び引越し見積りサービスのサポート、ライフラインのサポートを実施し、サービスの支配が顧客に移転した時点で引越代金総額の内、当社グループが受け取る手数料のみを純額で収益として認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

iii 引越会社向けサービス「HAKOPLA（ハコプラ）」

引越会社向けのサービスであり、主なサービスメニューは、引越し案件、空きトラック等のマッチングを行っており、約束したサービスを提供した時点で、収益を認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

インターネット回線事業者からの成果報酬に係る概算計上額

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 78,831千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

インターネット回線事業者からの収入は、不動産事業者等で新たな転居先を決定した顧客に対して、当社グループがインターネット回線の取り次ぎをサポートし、インターネット回線事業者にサービス提供されたものについて成果報酬により構成されております。

本成果報酬は、インターネット回線事業者から送付される支払通知書等によって売上代金を決定しておりますが、インターネット回線事業者より支払通知書等を入手するまでに1ヶ月程度の期間を要するため、決算期においては、主要取引先上位7社からの速報値で計上しております。

インターネット回線の開通件数の速報値と実績値が大幅に乖離した場合、或いは成果報酬単価計算の前提条件に変更等がある場合には、翌連結会計年度の売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 47,738千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,354,350株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加33,800株は、新株予約権の行使による増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月27日 取締役会	普通株式	繰越利益剰余金	157,628	30	2024年12月31日	2025年3月31日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 741,950株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金及び短期的な運転資金は自己資金により賄っております。資金運用については安全性の高い金融商品で運用する方針であります。また、当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりません。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、転貸サービス及び本社オフィス等の不動産賃貸契約に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。また投資有価証券は、取引先企業との業務に関連する株式等であり、発行体（取引先企業）の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等は1年以内の支払期日であります。

預り敷金及び保証金は、転貸サービスの不動産転貸借契約に基づくものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは営業債権について信用調査機関の与信調査状況、個々の法人の財務状況等を勘案しリスク管理を行っております。また、管理部門が取引先別に債権残高を管理するとともに、入金状況を各事業部に随時報告しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券については管理部門が定期的取引先企業の財務状況等を把握し、財務状況等の悪化懸念等を早期に把握し軽減を図っております。また、借入金の金利変動リスクについては、分割返済などによりその影響を緩和するとともに、管理部門が金利変動状況を管理しております。

ハ. 流動性リスク（資金調達、営業債務の支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

管理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	935,214	926,172	△9,041
資産計	935,214	926,172	△9,041
預り敷金及び保証金	429,415	425,284	△4,130
負債計	429,415	425,284	△4,130

(※ 1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること及び概ね2か月程度の短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※ 2) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
投資有価証券(非上場株式)	1,650
関係会社株式(非上場株式)	50,000

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いてインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルの内、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	926,172	—	926,172
預り敷金及び保証金	—	425,284	—	425,284

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「敷金及び保証金」「預り敷金及び保証金」

契約金及び過去の契約更新並びに信用リスク等を勘案し、合理的に見積もった将来キャッシュフローを国債の利回り等の適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定し、レベル2に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント
	移転者サポート事業
不動産会社向けサービス	1,717,459
法人企業向けサービス	1,626,533
引越会社向けサービス	242,535
顧客との契約から生じる収益	3,586,529
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,586,529

(注) 不動産会社向けサービスは「新生活ラクっとNAVI」、法人企業向けサービスには「社宅ラクっとNAVI」「ワンコイン転勤社宅」「ヘヤワリ」が含まれており、引越会社向けサービスには「HAKOPLA（ハコプラ）」「引越しラクっとNAVI」が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当該連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

収益認識の予想期間が1年を超える取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	428円10銭
(2) 1株当たり当期純利益	64円77銭

8. その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									新株予約権	純資産 合計
	資 本 金	新株式申込 証拠金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
			資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	425,043	－	416,043	14,000	430,043	1,112,582	1,112,582	△103,864	1,863,805	864	1,864,669
当 期 変 動 額											
新 株 の 発 行	8,254	－	8,254	－	8,254	－	－	－	16,509	－	16,509
新 株 式 申 込 証 拠 金	－	384	－	－	－	－	－	－	384	－	384
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	317,028	317,028	－	317,028	－	317,028
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	－	△41	△41	－	△41
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,127	1,127
当 期 変 動 額 合 計	8,254	384	8,254	－	8,254	317,028	317,028	△41	333,880	1,127	335,007
当 期 末 残 高	433,298	384	424,298	14,000	438,298	1,429,611	1,429,611	△103,905	2,197,685	1,991	2,199,677

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 2～18年

車両運搬具 6年

器具及び備品 3～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、不動産会社向けサービスである「新生活ラクっとNAVI」、法人企業向けサービスである「社宅ラクっとNAVI」「ワンコイン転勤社宅」「ヘヤワリ」と引越会社向けサービスである「HAKOPLA（ハコプラ）」「引越しラクっとNAVI」が含まれており、顧客との契約に基づいてサービス等を引き渡す履行義務を負っております。

①不動産会社向けサービス「新生活ラクっとNAVI」

不動産事業者向けのサービスであり、不動産仲介店舗で新居を決めた顧客に対して、不動産事業者が当サービスの案内を行い承諾を得たうえで、当社へ顧客サポートの依頼を行います。当社は主に引越し相見積りサービスとライフライン（新電力、ガス小売事業者が販売するガス及びインターネット回線）設定のサポートを実施しており、サービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

また、不動産会社向けサービス「新生活ラクっとNAVI」で生じるインターネット回線事業者から受け取るインセンティブ等の収益については、返金権付販売について変動対価に関する定めに従い、返金されると見込まれるインセンティブ等の収益を除いた収益を認識する方法は以下のとおりです。

イ.算出方法

返金が見込まれるインセンティブ等については、インセンティブ等として受け取る対価の額で返金負債を認識しております。返金負債は、一定期間の売上高に返金実績を乗じて算出しております。

ロ.主な仮定

返金負債の算定基礎である返金実績率は、過去の返金実績に鑑み、通常返金が生じると考えられる期間に基づき算定しております。

ハ.翌事業年度の計算書類に与える影響

返金負債の算定基礎である返金実績率は過去の返金実績額に基づいているため、返金率の傾向に変化が生じた場合には、計上していた返金負債の額と実際の返金額に乖離が生じ、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

②法人企業向けサービス「社宅ラクっとNAVI」

法人企業向けのクラウド転勤支援サービスであり、法人企業等の人事異動により転勤が発生することとなる転勤者（従業員）がサービス利用者となります。主に、お部屋探し及び引越し見積りサービスのサポート、ライフラインのサポートを実施し、サービスの支配が顧客に移転した時点で引越代金総額の内、当社が受け取る手数料のみを純額で収益として認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

③引越会社向けサービス「HAKOPLA（ハコプラ）」

引越会社向けのサービスであり、主なサービスメニューは、引越し案件、空きトラック等のマッチングを行っており、約束したサービスを提供した時点で、収益を認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

インターネット回線事業者からの成果報酬に係る概算計上額

①当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高	78,831千円
-----	----------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

インターネット回線事業者からの収入は、不動産事業者等で新たな転居先を決定した顧客に対して、当社がインターネット回線の取り次ぎをサポートし、インターネット回線事業者にサービス提供されたものについて成果報酬により構成されております。

本成果報酬は、インターネット回線事業者から送付される支払通知書等によって売上代金を決定しておりますが、インターネット回線事業者より支払通知書等を入手するまでに1ヶ月程度の期間を要するため、決算期においては、主要取引先上位7社からの速報値で計上しております。

インターネット回線の開通件数の速報値と実績値が大幅に乖離した場合、或いは成果報酬単価計算の前提条件に変更等がある場合には、翌事業年度の売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 47,738千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| ①短期金銭債権 | 24,125千円 |
| ②長期金銭債権 | 8,441千円 |
| ③短期金銭債務 | 165,809千円 |
| (3) 取締役及び監査役に対する金銭債権 | |
| 金銭債権 | 10,000千円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	83,400千円
仕入高	131,721千円
販売費及び一般管理費	50,773千円
営業取引以外の取引高	72,632千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	100,059株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、投資有価証券評価損、未払事業税、一括償却資産減価償却超過額、株主優待引当金などであり、繰延税金負債の発生主な原因は資産除去債務に対する除去費用であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子会社	株式会社リベロビ ジネスサポート	所有 直接 100.0%	資金の援助 業務受託 業務委託 役員の兼任 経営指導	資金の貸付	500,000	関係会社短期貸付金	500,000
				管理業務の業務 受託 (注) 2	38,400	未収入金	3,520
				システム利用料 の受取 (注) 2	8,100	未収入金	990
				転貸サービスに 係る業務委託等 (注) 2	157,013	買掛金	13,004
						未払金	148,418
子会社	株式会社T A N T	所有 直接 100.0%	業務委託 役員の兼任 経営指導	経営指導料の受取 (注) 2	10,500	未収入金	3,850

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引金額その他の取引条件は、取引全体の金額等を勘案して価格交渉の上、決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 418円26銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 60円59銭 |

10. その他の注記

該当事項はありません。